### 1. 議事日程(初日)

(平成22年那智勝浦町議会第2回臨時会)

平成22年11月30日 9 時 開 議 議 場 於 会議録署名議員の指名…………………………………………… 3 日程第1 日程第2 日程第3 日程第4 報告第16号 専決処分 (那智勝浦町消防手数料条例の一部を改正する条 例) した事件の承認について………… 4 日程第5 議案第56号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例…………… 6 議案第57号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 日程第6 改正する条例………………………………………………………… 8 日程第7 議案第58号 町長及び副町長の給料その他の給与条例の一部を改正する 条例------8 議案第59号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例………… 8 日程第8 議案第60号 那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例…………13 日程第9 2. 出席議員は次のとおりである。(13名) 1番 左 近 誠 2番 蜷 川 勝 彦 3番 中岩和子 4番 森本曦夫 5番 田中幸子 7番 小 谷 一 郎 8番 太田干士 9番 本 謙 橋 引 地 稔 治 根 和 仁 10番 11番 曽 12番 東 信 介 13番 田中 植 14番 山縣弘明 3. 欠席、遅参、離席及び早退議員は次のとおりである。 6番 湊 谷 幸 三 欠席 会議録署名議員の氏名 蜷川勝彦 中岩和子 2番 3番 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(14名) 長 町 寺 本 眞 副 町 長 植地篤 延 教 育 長 笠 松 昭 紀 消 防 長 東 正 涌 潮崎 有 功 会計管理者 﨑 順 子 出 (総務課長) 之 病院事務長 八木敦哉 税務課長 濵 博 住民課長 寺 本 資 久 福祉課長 福 居和 之 観光産業課長 瀧本雄之 建設課長 塩 地 勇 夫

水道 課長 田原忠幸 教育次長 小玉常夫

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(3名)

事務 局長 藪 本活 英

事務局副主査 加味根 涼

事務局副主査 脇 地 健

~~~~~~ () ~~~~~~

[4番森本曦夫議長席に着く]

○議長(森本昇夫君) おはようございます。

~~~~~~ () ~~~~~~

9時00分 開会

○議長(森本昇夫君) ただいまから平成22年第2回那智勝浦町議会臨時会を開会します。

開議の前に、10月1日付で行われました議会事務局職員の異動についてを局長から報告させます。

局長藪本君。

○事務局長(藪本活英君) おはようございます。

事務局職員の紹介をさせていただきます。脇地健副主査でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~~ () ~~~~~~

9時01分 開議

○議長(森本昇夫君) 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(森本昇夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

2番蜷川勝彦君、3番中岩和子君を指名いたします。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第2 会期の決定

○議長(森本昇夫君) 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について議会運営委員長の報告を求めます。

9番橋本君。

○議会運営委員長(橋本謙二君) 平成22年第2回臨時議会の日程等について、去る11月26日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果を御報告いたします。

議事予定表等を御参照ください。

[議事予定表朗読]

会期は、本日11月30日、1日でございます。

付議される事件は、専決処分による報告1件、議案5件の計6件であります。

なお、議案第57号、58号、59号につきましては一括上程し、討論、採決は議案ごとに行います。

以上でございます。

○議長(森本昇夫君) ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日1日限りとしたいと思います。御異議ありませんか。

# [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第3 諸報告

〇議長(森本昇夫君) 日程第3、諸報告を行います。

町長より報告を求めます。

町長寺本君。

〇町長(寺本眞一君) おはようございます。

議員の皆様には、本日平成22年第2回臨時会を招集いたしましたところ、御煩多の中御出席を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

さて、11月3日、念願でありました道の駅「なち」を、議長さん初め皆様の御出席をいただき、オープンすることができました。これまで御苦労いただきましたすべての皆様に感謝申し上げます。

道の駅「なち」は、温泉施設丹敷の湯を備え、世界遺産や熊野古道めぐりの拠点施設になる ものと確信しております。また、農産物直売所を敷設して、地産地消を進める拠点としてリニューアルを進めております。

私たちの地域の活性化に向けて、地元農産物等町の産品販売の強化を初めとして、これから やらなくてはならないことが山積しておりますが、道の駅オープンをその第一歩として位置づ け、町民の皆様にとって心豊かに暮らせるまちづくりのため、知恵を絞ってまいりたいと存じ ます。

さて、本日の臨時会に提案しております議件は6件であります。その内容は、専決処分の報告1件、条例の一部改正5件となっております。

その概要について御説明申し上げます。

まず、報告第16号は、条例の一部を改正する条例について専決処分の承認をお願いするものでございます。

議案第56号から第59号は、人事院勧告に伴う条例の一部改正であります。

議案第60号は、火災予防条例の一部を改正する条例であります。

その詳細につきましては、各担当者から説明いたしますので、何とぞ御審議いただき、御可 決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議員の皆様方の特段の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げ、諸報告とさせていただきます。

○議長(森本昇夫君) 以上で諸報告を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第4 報告第16号 専決処分 (那智勝浦町消防手数料条例の一部を改正する条例) した 事件の承認について

○議長(森本昇夫君) 日程第4、報告第16号専決処分(那智勝浦町消防手数料条例の一部を改正

する条例) した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長東君。

○消防長(東 正通君) おはようございます。

報告第16号専決処分(那智勝浦町消防手数料条例の一部を改正する条例)した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成22年9月28日に専決処分いたしております。

次のページお願いいたします。

那智勝浦町消防手数料条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町消防手数料条例(平成12年条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1を別紙のように改める。

附則。この条例は、平成22年10月1日から施行する。

このたびの改正は、本年9月8日に地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令(政令第193号)が公布され、本年10月1日から施行されております。これに伴いまして、那智勝浦町消防手数料条例の一部を改正するものであります。

改正要点は、特定屋外タンク貯蔵所、いわゆる容量が1,000キロリッター以上の屋外タンク 貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所、容量が500キロリッター以上1,000キロリッター未満の屋 外タンク貯蔵所の設置許可等に係る審査事務の効率化が図られたこと等により、審査事務の実 費に変動が生じていることが判明したことから、手数料令の一部を改正し、当該タンクの設置 許可等に係る手数料の額を引き下げる改正を行ったものであります。

なお、本年10月末日現在、当町における該当屋外タンク貯蔵所につきましては、特定屋外タンク貯蔵所はなし、準特定屋外タンク貯蔵所は1施設であります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**〇議長(森本**昇夫君) 質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 質疑を終結することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 討論を終結することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第16号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

# 日程第5 議案第56号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○議長(森本昇夫君) 日程第5、議案第56号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を 議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長潮崎君。

○参事(総務課長) (潮崎有功君) おはようございます。

議案第56号について御説明申し上げます。

議案第56号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

職員の給与に関する条例 (昭和31年条例第26号) 等の一部を別紙のとおり改正する。平成22年11月30日提出。那智勝浦町長。

次のページをお願いいたします。

今回お願いしております条例の一部改正につきましては、人事院勧告に基づく条例の一部改 正でございます。

平成22年、人事院において、民間との給与格差はマイナスの757円、率にいたしまして 0.19%であり、これを是正するよう8月10日に勧告されました。

その勧告に基づき、平成22年10月13日付、和歌山県人事委員会から勧告が示され、那智勝浦町においても、県に準じ、給与条例の改正を行い、是正するものであります。

改正内容につきましては、給料表の切りかえ、また12月の期末手当の引き下げと平成23年度 の6月、12月の期末・勤勉手当の割り振りの改正が主なものとなってございます。

この給与改定の取り扱いにつきましては、12月の期末手当で措置をするということで、その期末手当の支給基準日が12月1日となっておりますので、今回お願いをするものでございます。

まず、第1条は、職員及び再任用職員の期末・勤勉手当の減額、給料表の切りかえを記載してございます。この1条につきましては、平成22年12月1日施行となってございます。

次の第2条につきましては、来年度、平成23年度から6月、12月の期末・勤勉手当の割り振りについて記載してございます。この期末・勤勉手当の支給率の改正につきましては、平成23年4月1日施行となってございます。

第3条につきましては、附則に定められている給料の切りかえに伴う経過措置の率を変更するものでございます。

次に、附則でございますが、第1項につきましては施行期日を、第2項につきましては減額 改正対象者職員に対する特例措置を記載してございます。

次に、資料のほうをお願いいたします。新旧対照表を添付させていただいております。

第1条、期末手当の関係でございます。6月期につきましては、既に支給済みのために100分の125は変わってございませんけれども、12月期が現行の「100分の150」から「100分の135」に0.15カ月分の減額となってございます。

次に、再任用職員の関係でございます。 6 月期は100分の65と変わりませんけれども、12月期につきましては「100分の85」から「100分の80」と0.05カ月分の減額となってございます。

次に、勤勉手当の関係でございます。12月期が現行の「100分の70」から「100分の65」に 0.05カ月分の減額となってございます。

次に、再任用職員の関係でございます。12月期につきましては「100分の35」から「100分の30」と0.05カ月分の減額となってございます。

次のページをお願いいたします。

第2条につきましては、平成23年度の割り振りとなってございます。

期末手当の関係でございますが、年間の支給月数に変更はございませんけれども、1条の改正では12月期のみの減額であったため、6月期を「100分の122.5」に、12月期を「100分の137.5」に割り振り改正するものでございます。

次に、勤勉手当の関係でございますが、一般職員につきましては、6月期、12月期ともに「100分の67.5」に、再任用職員につきましては「100分の32.5」に改正するものでございます。

次のページ、下ですが、第3条の関係でございます。附則といたしまして、給料の切りかえ に伴う経過措置の記載がございますが、字句の修正及び率の改定を行うものでございます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(森本昇夫君) 質疑を行います。

14番山縣君。

**〇14番(山縣弘明君)** 特段内容についてではないんですが、字句の確認だけ課長にお尋ねいた します。

いただいている条例第1条の4段目です。『3項中「「100分の150」とあるのは「100分の85」」を「「100分の135」とあるのは』、ちょっとここのところの字句がこういう表現でいいのかどうか。この「を」というのが「と、」というほうがちょっとわかりやすいんじゃないかなと思うんですが、その点、これでいいのかどうかお尋ねいたします。

- 〇議長(森本昇夫君) 14番山縣君。
- **〇14番(山縣弘明君)** ちょっと質問の仕方が不十分だったようですので、もう一度お尋ねさせていただいてよろしいですか。
- 〇議長(森本昇夫君) どうぞ。
- ○14番(山縣弘明君) いただいた「資料」と先ほど申し上げました。失礼しました。資料じゃなくて、こちらの配付された議案第56号のページめくった2ページの上から4段目であります。資料のほうでは適切に表現されてありますので特段問題はないんかと思いますが、こちら、きょう議会でお配りいただいてますので、表現が合っておりませんので、その点、念のた

めと思うて質問させていただいてるところです。

4段目の『「「100分の150」とあるのは「100分の85」」を「「100分の135」とあるのは「100分の80」」に改める』っていう、この「を」という字句が「と、」のほうがわかりやすいんじゃないかなという質問でございます。

- 〇議長(森本昇夫君) 総務課長潮崎君。
- ○参事(総務課長) (潮崎有功君) 申しわけございません。

議員御指摘の「100分の85」、その後にかぎ括弧がございます。これは読みかえのために、 大きく、かぎ括弧の中のかぎ括弧ということなんで、これで、「を」でよろしいかと思いま す。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(森本昇夫君) 14番山縣君。
- ○14番(山縣弘明君) これでよろしいという御判断ですので、そのように従いたいと思います。私は、これを見た限りでは、一般の住民の方が誤認を与えやすいような表現ではないかなと思い、質問させていただきました。

以上です。

○議長(森本昇夫君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 討論を終結することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第56号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第6 議案第57号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例

日程第7 議案第58号 町長及び副町長の給料その他の給与条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第59号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

○議長(森本昇夫君) 日程第6、議案第57号議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例から日程第8、議案第59号教育長の給与等に関する条例の一部を改正する 条例までを一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長潮崎君。

#### ○参事(総務課長)(潮崎有功君) 議案第57号について御説明申し上げます。

議案第57号議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第24号)の一部を別紙のとおり改正する。平成22年11月30日提出。那智勝浦町長。

次のページをお願いいたします。

この議会議員、町長、副町長、教育長の賞与につきましては、一般職の賞与を読みかえて適用しております。このたび一般職の賞与に改正がありましたので、議員以下につきましても改正させていただくものでございます。

第1条でございますが、今年度12月の期末手当を100分の15引き下げるというものでございます。

第2条につきましては、平成23年度分6月と12月の割り振りを変えるものでございます。 資料をお願いいたします。

第1条でございます。12月期が現行の「100分の160」から「100分の145」に0.15カ月分の減額となってございます。

第2条につきましては、平成23年度の割り振りとなってございます。期末手当でございますが、年間の支給月数に変更はございませんが、1条の改正では12月期のみの減額であったため、6月期を「100分の142.5」に、12月期を「100分の147.5」に割り振り改定するものでございます。

この件につきましては、平成23年4月1日から施行するというものです。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第58号について御説明申し上げます。

議案第58号町長及び副町長の給料その他の給与条例の一部を改正する条例。

町長及び副町長の給料その他の給与条例(昭和30年条例第21号)の一部を別紙のとおり改正する。平成22年11月30日提出。那智勝浦町長。

次のページをお願いいたします。

改正内容につきましては、議案第57号と同じでございます。

第1条の関係でございますが、今年度12月の期末手当を100分の15引き下げるというもので ございます。

第2条につきましては、平成23年度分6月と12月の割り振りを変えるものでございます。 資料をお願いいたします。

これも同じく第1条でございますが、12月期が現行の「100分の160」から「100分の145」に 0.15カ月分の減額となってございます。

第2条につきましては、平成23年度分の割り振りとなってございまして、6月期を「100分

の142.5」に、12月期を「100分の147.5」に割り振り改正するものでございます。

この件につきましては、平成23年4月1日から施行するというものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

引き続きまして、議案第59号について御説明申し上げます。

教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

教育長の給与等に関する条例(昭和32年条例第14号)の一部を別紙のとおり改正する。平成22年11月30日提出。那智勝浦町長。

次のページをお願いいたします。

この改正内容につきましても、議案第57号、議案第58号と同じでございます。

第1条でございますが、今年度の12月の期末手当を100分の15引き下げるものでございま す。

第2条につきましては、平成23年度分6月と12月の割り振りを変えるものでございます。 資料をお願いいたします。

第1条、これも同じく、12月期が現行の「100分の160」から「100分の145」に0.15カ月分の 減額となってございます。

第2条につきましては、同じく平成23年度の割り振りでございまして、6 月期を「100分の 142.5」に、12 月期を「100分の147.5」に割り振り改正するものでございます。

この件につきましては、平成23年4月1日から施行するというものでございます。

以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

〇議長(森本昇夫君) 質疑を行います。

議案第57号から議案第59号について一括して質疑を行います。

9番橋本君。

○9番(橋本謙二君) 前回は、たしか専決で行ったと思います。今回、専決でなしに臨時議会開きました。来月8日には、1週間もすれば次の定例会があるわけでございますが、そういった中で専決せずに臨時議会を持った理由がありましたら、まずそれをお尋ねしたい。

先ほど人事院の勧告につきましてちょっと触れておりましたけれども、たしかこれは公務員の労働争議権といいますか、スト権を与えないかわりに、民間企業との格差を人事院が最低比較して勧告を出すと。その場合、たしか100人でしたか、100人の企業をピックアップして、それの平均値といいますか、数値を出して、それと比較するというふうに、私そう理解してるんですが、その点につきましては、この757円の違いの差はどういうものかわかっておればお尋ねをしたいと思います。

先ほど、人事院のほうから通達でしたか、たしか人事院総裁があれ発表するんでしたかね。 総裁が発表して、県の人事委員会のほうへ何らかの通達なり何なりがあって、そこからうちへ 来るのは文書か何かで来るんでしょうか、その流れについてどういうものかお尋ねしたいと思 います。

この勧告については法的拘束力がないと私思ってるんですが、その点についてもお尋ねをし

たいと思います。

また、一般職はともかく、特別職というのはいろいろございまして、うちの町長さんもたしか30%カットで特別職やってると思うんですが、そういった、議員についても当然、うちの議員も、平成17年でしたか、一般の議員が「23万5,000円」を「21万円」にした経緯もございます。名古屋のほうももめておりまして、何か「1,400万円」を「800万円」にするとかっていう、もめておりますが、そういった千差万別の中で、一般職員と同じような当てはめることはどうなのかと。そこら辺がちょっと気になるところですが、わかっておればお尋ねしたいと思います。

- 〇議長(森本昇夫君) 総務課長潮崎君。
- ○参事(総務課長)(潮崎有功君) 議員御指摘の専決ではということでございますが、前回、去年につきましては、議会のほうで専決でよろしいかという御判断いただきました。本来なら、給与の関係でございますので、臨時会を持つのが本当であろうという判断で臨時議会をお願いしたことでございます。

それと、人事院勧告、国との差ということなんですが、国においては757円、0.19%、当町におきましては、この和歌山県の人事委員会、それに基づいて和歌山県の人事委員会が勧告出されております。那智勝浦町につきましては、その県の人事委員会に準じたということで条例改正をさせていただくということでございます。

それと……。

[9番橋本謙二君「議長、もしよろしかったら議事進行ででも、もう一遍。予期してなかったと思いますんで、答弁漏れで結構ですよ。議長、よろしかったら、議事進行でもう一遍ちょっと言いますけど」と呼ぶ]

- 〇議長(森本昇夫君) 9番橋本君。
- ○9番(橋本謙二君) この人事院勧告のそのもとになるものは、私、たしか100人規模の企業の中からピックアップしてやると、そう理解しておるんですが、そこら辺はそれでいいのかどうかということですね。

もう一つは、今言われました通達の流れですけども、人事院の総裁があれたしか発表するんでしたかね。それで、それに基づいて県の人事委員会のほうがまた勧告を出す。その勧告は、文書とかそういうもので各市町村へ渡っていくんか、その手だて、それはどういうものかということをお尋ねしたんです。

あとは、法的拘束力。

- 〇議長(森本昇夫君) 総務課長潮崎君。
- ○参事(総務課長)(潮崎有功君) 申しわけございません。この人事院勧告のもとになります、 100人ではなく50人以上の規模ということで、無作為抽出により実態調査を行った結果、その 結果と公務員給与の比較ということで御理解いただきたいと思います。

それから、国の人事院につきましては、国家公務員の給与等に関する報告を国会及び内閣に

対して提出するということで、流れにつきましては、先ほど議員おっしゃいました、県の人事 委員会としては、国のを参考にして独自で決める。当町におきましても、特に文書等は直接は 来ませんけれども、那智勝浦町独自でどこに準ずるかという判断をさせていただいております ので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(森本昇夫君) 9番橋本君。
- ○9番(橋本謙二君) 一般質問みたいになりまして恐縮でございますが、あとは法的拘束力がないというふうに私理解してるんですけど、これは。先ほど申し上げましたように、職員はずっと長い間お勤めになって、一つの給与体系の中で来てますけれども、議員とか、4年ごとに選ばれる特別職はそういうことではありませんので。うちの町長も、間近なことで失礼ですけれども、30%カットということで来てますんで、そういった中で、一連の公務員の率をそのまま当てはめるのはいささか乱暴過ぎるという気がするんですよ。それぞれの町、長にいたしましても、議員にいたしましても、それぞれ行革の中で、人を減らすなり、収入役を置かなくなったり、あるいは議員も減らしたり、いろんなことをやってくる中で、そしてまた報酬等につきましてもカットしてる中で、余りにも乱暴だなと。多分法的拘束力ないというところに落ちつくと思うんですけども、そこら辺はどのようなお考えでしょうか。
- 〇議長(森本昇夫君) 町長寺本君。
- 〇町長(寺本眞一君) お答えします。

今までの慣例に従いまして、それに準じて議員も下げてきたと思います。よって、今回もそれに準じて、議員おっしゃられるように、特別職についてはいろいろな、過去に下がった分は人勧に関係なく下げてしております。そういった面からして、今後の考える余地もあろうかと思いますけど、議員おっしゃりますように、人事院勧告であれ、県の勧告であれ、それに対しては拘束力もありませんし、そりゃ町独自で決めれる問題でありますので、今後ともそういう意見を参考にしながら、私も進めてまいりたいと思います。

○議長(森本昇夫君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 質疑を終結することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は議案ごとに行います。

議案第57号について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 討論を終結することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

O議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第57号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

議案第58号について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 討論を終結することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第58号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

議案第59号について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第59号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第9 議案第60号 那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例

〇議長(森本昇夫君) 日程第9、議案第60号那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長東君。

**〇消防長(東 正通君)** 議案第60号那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町火災予防条例(昭和52年条例第8号)の一部を次のように改正する。

このたびお願いしております条例の一部改正は、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(平成22年総務省令第86号)がこと

し8月26日に公布されました。これは、住宅用防災警報器または住宅用防災警報設備等を設置 しないことができる場合として、複合型の居住施設用自動火災報知設備を設置したときを追加 することに関し、所要の整備を行うものであります。

また、これに伴いまして、市町村火災予防条例(例)(昭和36年11月22日付自消甲予第73号)、いわゆる条例準則においても、住宅用防災警報設備等を設置しないことができる場合として所要の改正が行われ、これにあわせて本町の火災予防条例も所要の改正を行うものであります。

附則として、この条例は平成22年12月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇議長(森本昇夫君) 質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 質疑を終結することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 討論を終結することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第60号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本臨時会の本会議における発言に関し、会議録の調製時にその精査を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、本臨時会の本会議における発言に関し、会議録の調製時にその精査を議長に一任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

平成22年第2回那智勝浦町議会臨時会を閉会します。

~~~~~~ () ~~~~~~~

9 時44分 閉会

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

〇議長(森本昇夫君) 本日、平成22年第2回臨時会を催しましたところ、皆様方にはお忙しい中

を皆さんおそろいで、また6番の湊谷議員が入院中でございますけれども、また回復を祈りた いと思います。

さらに、来月に入りますと、大体予定では8日か9日ごろに初日を迎える第4回定例会をさせていただきたいと、かように思いますので、また年末の忙しい、慌ただしい中ではございますけれども、どうぞこの件に関しましてもよろしく御配慮いただきまして、お願いして、簡単ではございますけれども、あいさつといたします。ありがとうございました。

町長寺本君。

○町長(寺本眞一君) 議員各位におかれましては、公私とも御多用中にもかかわりませず、また来週に定例会の開会を控えたこの時期に、私どもの都合で臨時会を開催させていただき、御審議いただきましたこと、まことにありがとうございました。

そして、上程された全案件を慎重審議の結果、御可決賜りまして、重ねて厚く御礼申し上げます。

ちょうだいいたしました質疑、御意見を十分に生かしつつ、御承認いただいた趣旨に沿って、町政に反映させてまいりたいと考えております。

日増しに寒さも厳しくなってきましたが、どうか皆様には御自愛いただきますようお願いい たしまして、私のごあいさつとさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため にここに署名します。

平成 年 月 日

那智勝浦町議会議長 森 本 曦 夫

会議録署名議員 蜷川 勝彦

会議録署名議員 中岩和子